

令和 6 年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 6 年 7 月 29 日 ( 月 ) 午前 10 : 30 ~  
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階  
共用大会議室

## 会 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- 3 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 今後の審議の進め方について  
(参考人聴取について)
- 5 令和6年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- 6 金額提示
- 7 今後の審議スケジュールについて
- 8 その他



5 令和6年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について

6 金額提示

7 今後の審議スケジュールについて

8 その他

令和 6 年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮 崎 労 働 局

令和6年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3
3	生活保護と最低賃金	5
4	令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果	9
5	令和6年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（本審・運営小委員会）案	21
6	令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	23

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月29日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮川 香 代 子	郷法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	しらさき よういち 白 崎 洋 一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者 代表 委員	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒 匂 重 久	宮崎県商工連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野 口 和 彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順  
(敬称略)





## 宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は3分の1以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
  - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
  - 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不

当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。

## 最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807
北海道	105,420	129,036	134,646
青森	96,898	119,639	125,950
岩手	94,541	119,779	125,249
宮城	100,681	123,847	129,457
秋田	95,065	119,639	125,810
山形	95,925	119,779	126,231
福島	93,822	120,340	126,231
茨城	93,674	127,774	133,665
栃木	97,452	128,054	133,805
群馬	95,970	125,530	131,140
埼玉	111,507	138,433	144,184
千葉	108,634	138,012	143,903
東京都	122,940	150,355	156,106
神奈川県	118,515	150,215	155,965
新潟	98,099	124,828	130,579
富山	93,211	127,353	132,963
石川	96,854	124,969	130,859
福井	93,833	124,548	130,579
山梨	91,417	125,950	131,561
長野	94,993	127,353	132,963
岐阜	96,589	127,634	133,244
静岡県	101,748	132,402	138,012
愛知県	103,347	138,293	144,044
三重	94,548	130,859	136,470
滋賀	98,455	130,018	135,628
京都	109,039	135,768	141,379
大阪	111,683	143,483	149,233
兵庫県	107,839	134,646	140,397
奈良	97,481	125,670	131,280
和歌山	94,405	124,688	130,298
鳥取	93,271	119,779	126,231
島根	90,855	120,200	126,792
岡山	99,532	125,109	130,719
広島	103,326	130,439	136,049
山口	91,140	124,548	130,158
徳島	88,228	119,919	125,670
香川	94,560	123,145	128,756
愛媛	96,119	119,639	125,810
高知	92,083	119,639	125,810
福岡	98,749	126,231	131,981
佐賀	90,699	119,639	126,231
長崎	93,208	119,639	125,950
熊本	92,413	119,639	125,950
大分	91,522	119,779	126,091
宮崎	<b>91,442</b>	<b>119,639</b>	<b>125,810</b>
鹿児島	91,076	119,639	125,810
沖縄	94,745	119,639	125,670

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）

○第1類費、第2類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
18～19歳 1人	77,050	73,830	71,460 宮崎市	71,460	68,430 都城市 延岡市	66,940 その他

※令和2年10月改定に基づく計算式等については参考2を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I区・1人	12,780	10月から4月まで
II区・1人	9,030	10月から4月まで
III区・1人	7,460	11月から4月まで
IV区・1人	6,790	11月から4月まで
V区・1人	4,630	11月から3月まで
VI区・1人	2,630	11月から3月まで

宮崎県

（冬季加算地区区分）

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他 宮崎県

○期末一時扶助費 [12月のみ]（単位：円）

世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
1人	14,160	13,520	12,880 宮崎市	12,250	11,610 都城市 延岡市	10,970 その他

**生活保護と最低賃金の比較の計算（宮崎県）**  
 （生活保護及び最低賃金は令和4年度のデータを使用）

**I 前提**

○ 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯

○ 宮崎県

・ 冬季加算地区 →	VI区			
・ 県内級地別人口 →	1級地-1	0	1級地-2	0
	2級地-1	401,339	2級地-2	0
	3級地-1	279,034	3級地-2	389,203

宮崎市人口	401,339	※令和2年国勢調査（人口等基本集計）
都城市人口	160,640	
延岡市人口	118,394	
その他人口	389,203	
宮崎県人口	1,069,576	

○ 生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）

・ 第1類費、第2類費

合算額（単位：円）

年齢区分 世帯 人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
18～19歳 1人	71,460	68,430	66,940

・ 冬季加算（単位：円）

加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
VI区・1人	2,630	11月から3月まで

・ 期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
1人	12,880	11,610	10,970

**II 生活保護**

（1）生活扶助基準（令和4年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

**69,024.76**（1円未満四捨五入せず）

② 第2類費のうち冬季加算（1ヶ月平均）

**1,095.83**

③ 期末一時扶助費（1ヵ月平均）

級地別の期末一時扶助費（1ヵ月平均）

2級地-1 1,073.33（1円未満四捨五入せず）

3級地-1 967.50（1円未満四捨五入せず）

3級地-2 914.17（1円未満四捨五入せず）

人口加重平均を求めると

**987.80**（1円未満四捨五入せず）

生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

= **71,108.40**（1円未満四捨五入せず）

（2）住宅扶助実績値（令和4年度（2022））※第3-10表使用

単身被保護世帯数→	宮崎市	5,645 世帯
	宮崎市以外	6,155 世帯
	合計	11,800

住宅扶助実績値→	宮崎市	23,902.9
	宮崎市以外	17,060.5

**20,333.83**（1円未満四捨五入せず）

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

= 91,442.24（（1）＋（2））

≒ **91,442**（1円未満四捨五入）

### Ⅲ 最低賃金との比較

時間給 853 円（令和4年度宮崎県最低賃金額）  
月の労働時間 173.8 時間（週40時間）  
可処分所得割合 0.807（令和4年度の佐賀県の最低賃金額853円を基に算出）  
時給853円（令和4年度宮崎県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた  
場合の1ヶ月の収入（手取額）は、  
119,638.88（853円/時間×173.8時間×可処分所得割合0.807）  
≒ **119,639**（1円未満四捨五入）

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、  
生活保護－最低賃金（手取額）＝91,442－119,639＝**△28,197円**  
となるため、最低賃金が生保護水準を上回っている。

（参考）  
1時間当たりの金額（最低賃金額に対する金額）は、  
 $\Delta 28,197 \text{円} \div 173.8 \div 0.807 = \Delta 201.03 \text{円} \approx \Delta 201 \text{円/時間}$ （1円未満四捨五入）  
となる。

令和6年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮 崎 労 働 局

# 目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 未満率・影響率についての説明
- 3 分布特性値等についての説明
- 4 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表
- 5 賃金特性値の推移
- 6 就業形態別賃金特性値の比較
- 7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）



## 最低賃金に関する基礎調査の概要

- 1 趣旨  
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。
- 2 調査産業  
日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。  
なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。
- 3 調査事業所  
2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。  

837 事業所
- 4 調査労働者  
3の事業所に雇用される労働者（全産業）  

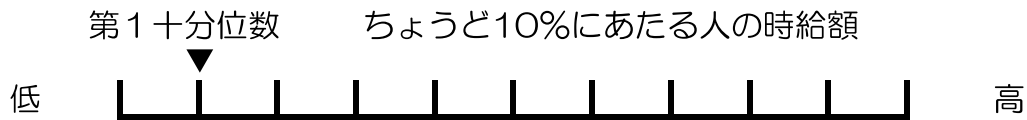
7,828 人
- 5 調査対象事項及び調査対象期日  
令和6年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。
- 6 調査実施期間  
令和6年5月13日から7月17日まで
- 7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。

## 分布特性値

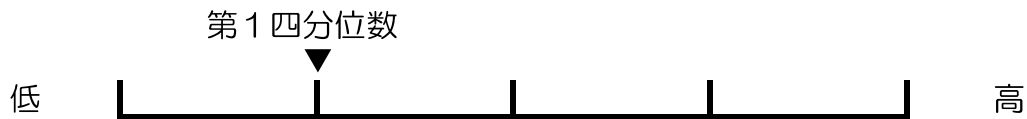
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1十分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



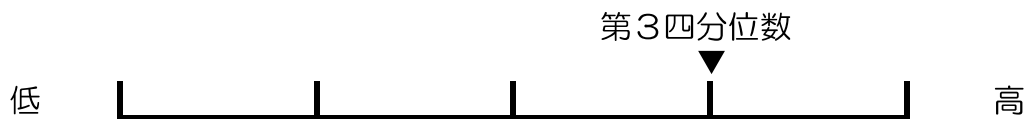
(ロ) 第1四分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



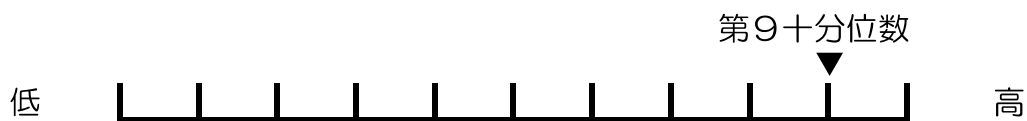
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3四分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9十分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

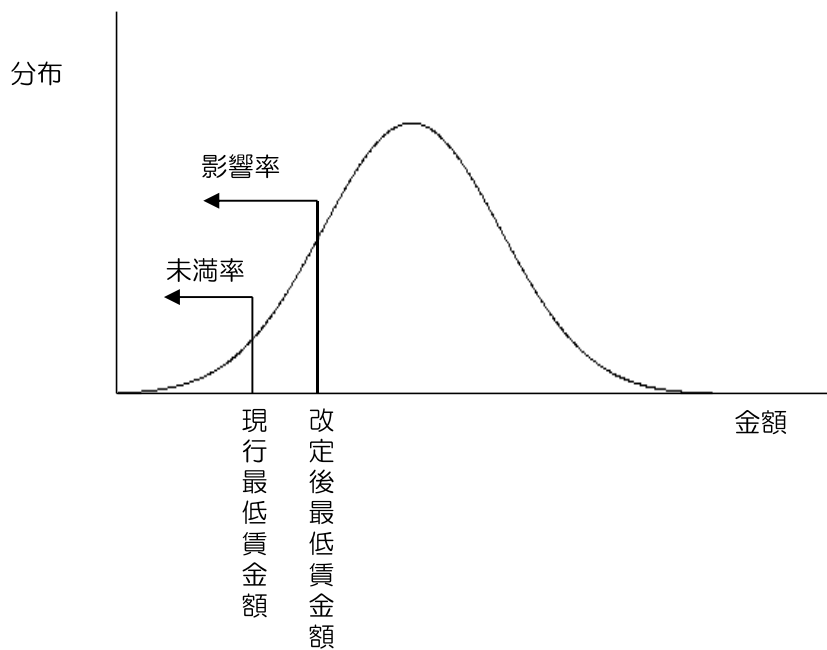
$$(イ) \text{ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

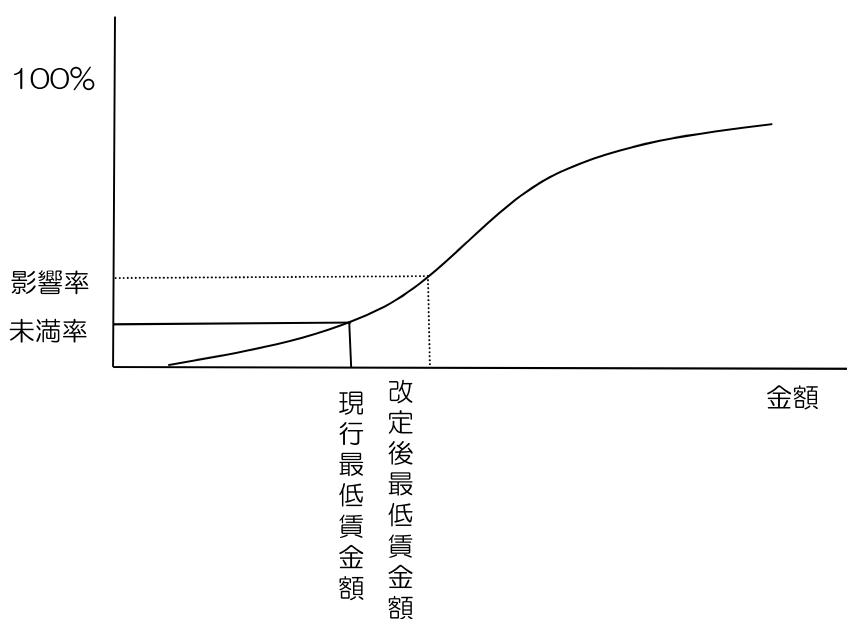
$$(ロ) \text{ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9十分位数} - \text{第1十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

## 未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。



地域別最低賃金にかかる影響率一覧表

地賃適用（特定適用除外のみ含む）

令和5年度改正 897円 未満率1.21%							
改定最賃額	引上げ額(円)	改定率(%)	影響率(%)	改定最賃額	引上げ額(円)	改定率(%)	影響率(%)
				896円			
				897円	0	(未満率)	1.21%
				898円	1	0.11%	4.39%
				899円	2	0.22%	4.44%
				900円	3	0.33%	4.45%
				901円	4	0.45%	10.55%
				902円	5	0.56%	10.62%
				903円	6	0.67%	10.79%
				904円	7	0.78%	10.94%
				905円	8	0.89%	11.03%
				906円	9	1.00%	11.50%
				907円	10	1.11%	11.54%
				908円	11	1.23%	11.94%
				909円	12	1.34%	12.00%
				910円	13	1.45%	12.31%
				911円	14	1.56%	13.29%
				912円	15	1.67%	13.44%
				913円	16	1.78%	13.46%
				914円	17	1.90%	13.52%
				915円	18	2.01%	13.64%
				916円	19	2.12%	13.77%
				917円	20	2.23%	13.86%
				918円	21	2.34%	13.93%
				919円	22	2.45%	14.04%
				920円	23	2.56%	14.12%
				921円	24	2.68%	15.10%
				922円	25	2.79%	15.13%
				923円	26	2.90%	15.25%
				924円	27	3.01%	15.28%
				925円	28	3.12%	15.36%
				926円	29	3.23%	15.55%
				927円	30	3.34%	15.58%
				928円	31	3.46%	15.94%
				929円	32	3.57%	16.07%
				930円	33	3.68%	16.24%
				931円	34	3.79%	17.89%
				932円	35	3.90%	17.93%
				933円	36	4.01%	18.01%
				934円	37	4.12%	18.06%
				935円	38	4.24%	18.11%
				936円	39	4.35%	18.27%
				937円	40	4.46%	18.29%
				938円	41	4.57%	19.40%
				939円	42	4.68%	19.48%
前年度時点				940円	43	4.79%	19.51%
897円	44	5.16%	20.00%	941円	44	4.91%	20.12%
				942円	45	5.02%	20.14%
				943円	46	5.13%	20.28%
				944円	47	5.24%	20.40%
				945円	48	5.35%	20.48%
				946円	49	5.46%	20.58%
				947円	50	5.57%	20.63%

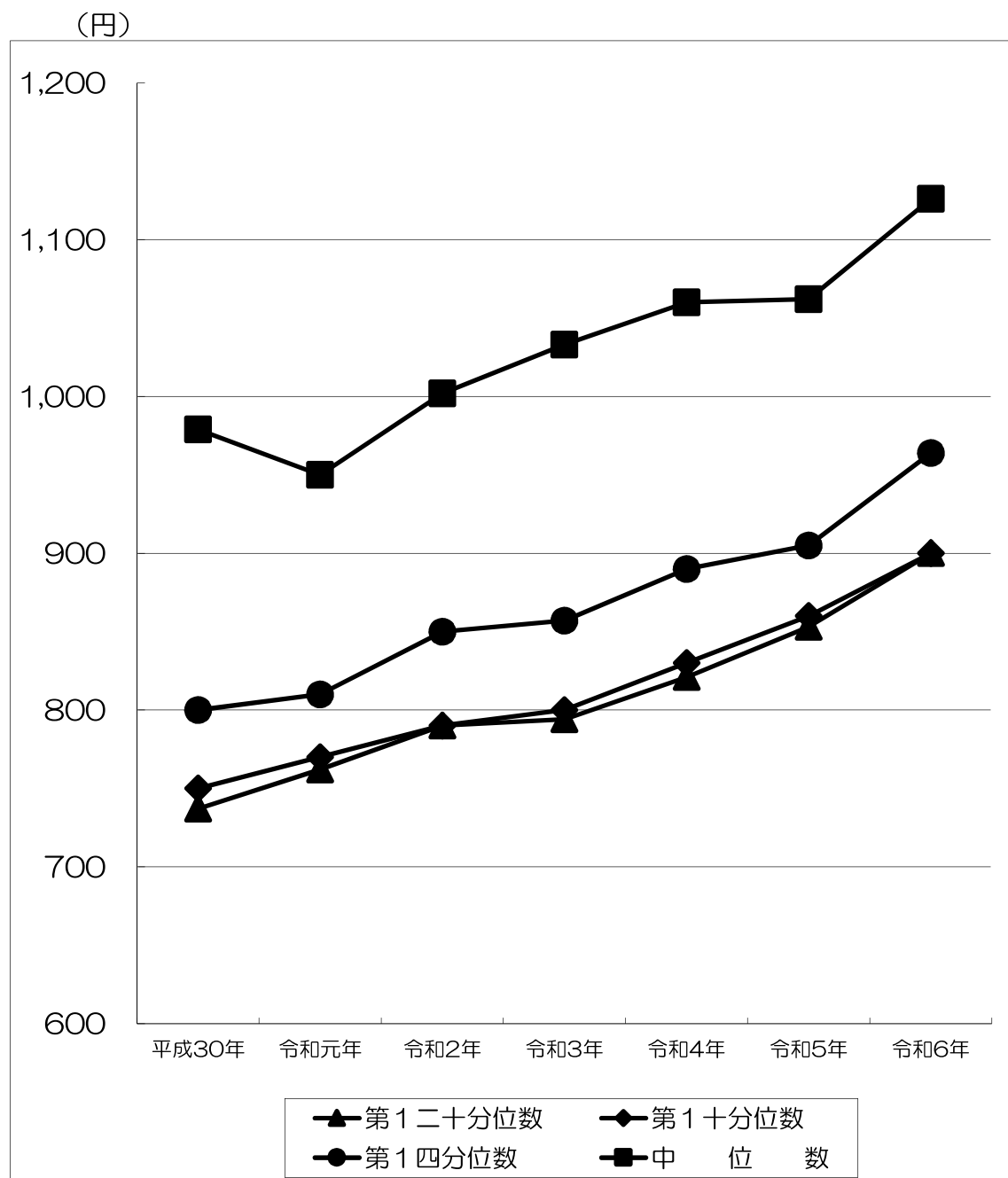
改定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)	改定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)
				948円	51	5.69%	20.70%
				949円	52	5.80%	20.75%
				950円	53	5.91%	20.77%
				951円	54	6.02%	23.06%
				952円	55	6.13%	23.10%
				953円	56	6.24%	23.33%
				954円	57	6.35%	23.43%
				955円	58	6.47%	23.50%
				956円	59	6.58%	23.61%
				957円	60	6.69%	23.66%
				958円	61	6.80%	23.87%
				959円	62	6.91%	23.90%
				960円	63	7.02%	23.94%
				961円	64	7.13%	24.72%
				962円	65	7.25%	24.75%
				963円	66	7.36%	24.91%
				964円	67	7.47%	25.00%
				965円	68	7.58%	25.04%
				966円	69	7.69%	25.55%
				967円	70	7.80%	25.55%
				968円	71	7.92%	25.75%
				969円	72	8.03%	25.83%
				970円	73	8.14%	25.96%
				971円	74	8.25%	26.53%
				972円	75	8.36%	26.59%
				973円	76	8.47%	26.65%
				974円	77	8.58%	26.81%
				975円	78	8.70%	26.90%
				976円	79	8.81%	27.05%
				977円	80	8.92%	27.17%
				978円	81	9.03%	27.49%
				979円	82	9.14%	27.53%
				980円	83	9.25%	27.58%
				981円	84	9.36%	28.27%
				982円	85	9.48%	28.33%
				983円	86	9.59%	28.43%
				984円	87	9.70%	28.47%
				985円	88	9.81%	28.57%
				986円	89	9.92%	28.73%
				987円	90	10.03%	28.85%
				988円	91	10.14%	28.94%
				989円	92	10.26%	29.09%
				990円	93	10.37%	29.15%
				991円	94	10.48%	29.56%
				992円	95	10.59%	29.59%
				993円	96	10.70%	29.66%
				994円	97	10.81%	29.67%
				995円	98	10.93%	29.80%
				996円	99	11.04%	29.87%
				997円	100	11.15%	29.97%

- ・「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- ・「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回るようになる労働者の割合である。
- ・小数点以下第3位を四捨五入

賃金特性値の推移（地賃 適用労働者計）  
 特賃4業種の適用除外のみ含む

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1二十分位数	737	762	790	794	821	853	900
第1十分位数	750	770	790	800	830	860	900
第1四分位数	800	810	850	857	890	905	964
中位数	979	950	1,002	1,033	1,060	1,062	1,126

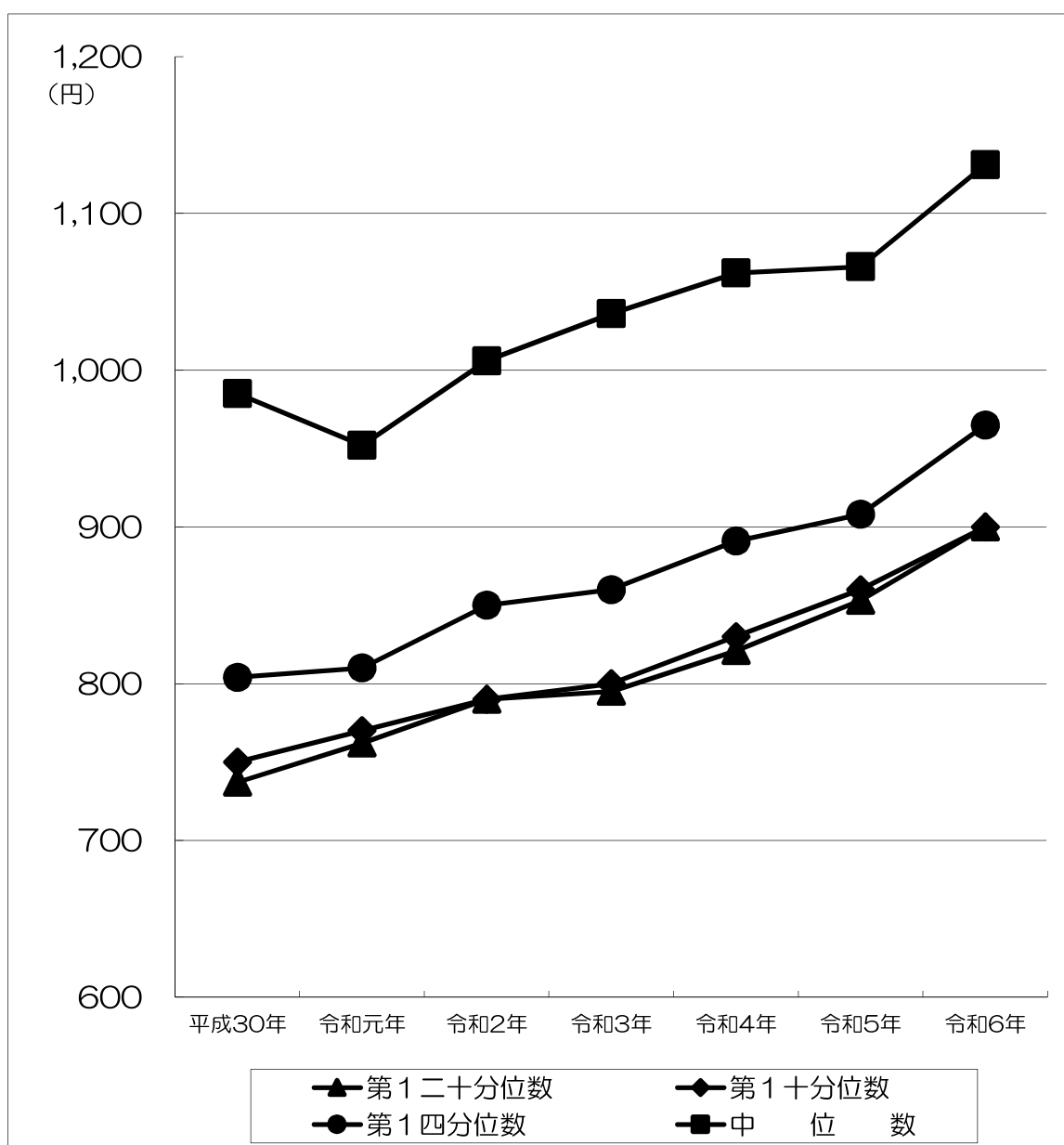
(単位：円)



## 賃金特性値の推移（参考 調査全産業 計）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1二十分位数	737	762	790	795	821	853	900
第1十分位数	750	770	790	800	830	860	900
第1四分位数	804	810	850	860	891	908	965
中位数	985	952	1,006	1,036	1,062	1,066	1,131

（単位：円）



## 就業形態別賃金特性値の比較(地賃適用労働者 計)

特賃4業種の適用除外を含む

(単位：円)

全て(一般+パート)

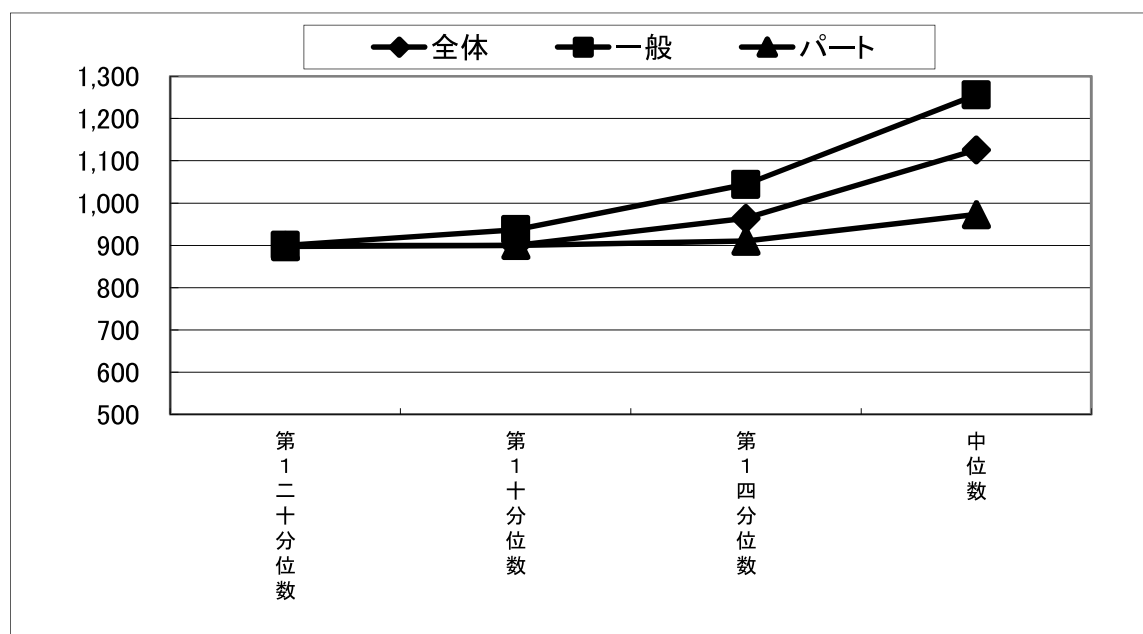
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	900	897	900	900
第1十分位数	900	900	907	917
第1四分位数	964	970	960	1,000
中位数	1,126	1,141	1,100	1,226

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	900	900	920	900
第1十分位数	937	935	952	927
第1四分位数	1,044	1,044	1,047	1,042
中位数	1,256	1,274	1,236	1,289

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	897	897	897	900
第1十分位数	900	900	900	900
第1四分位数	910	900	915	930
中位数	973	990	965	1,000





## 就業形態別賃金特性値の比較(参考 調査全産業 計)

(単位：円)

全て(一般+パート)

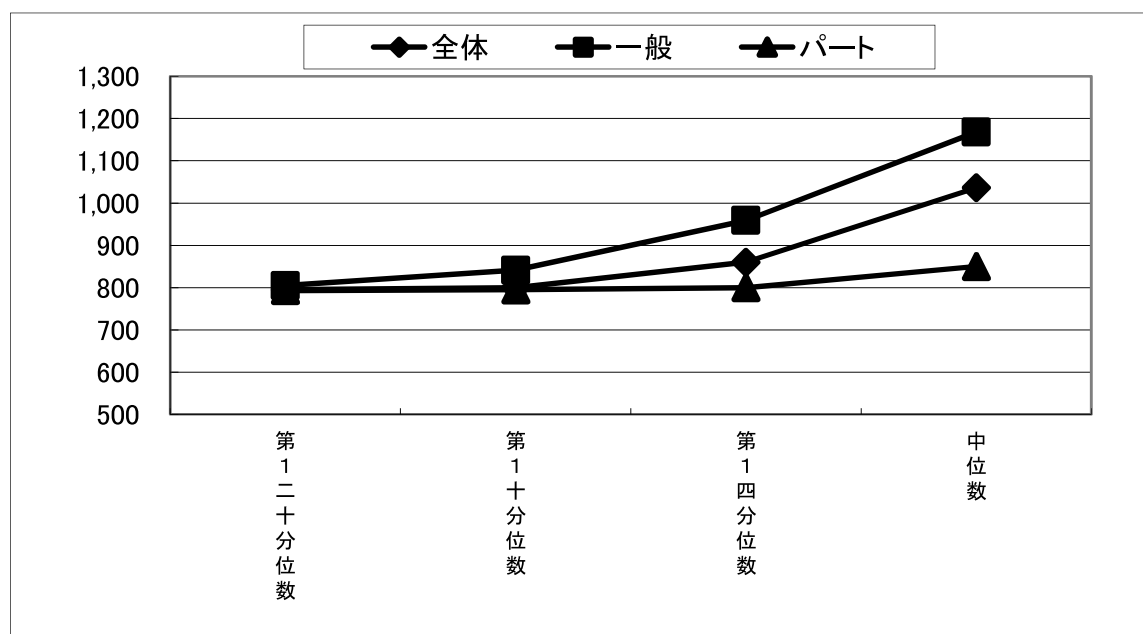
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	900	897	900	900
第1十分位数	900	900	907	917
第1四分位数	965	970	960	1,000
中位数	1,131	1,141	1,108	1,224

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	900	900	921	900
第1十分位数	939	935	953	927
第1四分位数	1,047	1,045	1,050	1,036
中位数	1,260	1,275	1,245	1,286

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	897	897	897	900
第1十分位数	900	900	900	900
第1四分位数	910	900	915	927
中位数	973	990	965	1,000



# 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金 適用労働者）

特定最賃 適用除外を含む

	地賃適用産業 計		地賃適用産業 計		製造業 計		サービス業 計	
	全て	一般	パート	製造業 計	卸売業、小売業 全て	飲食店、宿泊業 全て	医療、福祉 全て	サービス業 全て
月平均賃金額（円）	182,231	229,047	91,024	212,408	183,721	124,626	180,401	198,714
時間当平均賃金額（円）	1,340	1,465	1,096	1,347	1,320	1,219	1,288	1,547
月一人当たり労働時間数（時間）	135	161	85	156	133	103	138	141
第1二十分位数（円）	900	900	897	900	900	897	900	900
第1十分位数（円）	900	937	900	916	900	900	919	920
第1四分位数（円）	964	1,044	910	1,000	930	951	1,008	1,000
中位数（円）	1,126	1,256	973	1,214	1,030	1,060	1,172	1,200
四分位偏差係数	0.2060	0.2205	0.0976	0.2171	0.2573	0.1175	0.1647	0.2283
適用労働者数（人）	155,717	102,899	52,818	26,696	48,601	21,351	33,891	25,106
未満率（%）	1.21%	1.71%	0.24%	0.22%	1.27%	0.89%	2.15%	1.16%

\* 令和6年度 最低賃金に関する基礎調査結果による。  
 \* 「全て」とは、一般労働者とパート労働者の合計である。  
 \* 「地賃適用産業」とは、特賃4業種を除き、特賃適用除外を含む。  
 \* 「サービス業」とは、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービスの合計である。  
 \* 未満率は、小数点以下第3位を四捨五入。

令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(第1回本審・運小確認)【案】

委員の皆様との日程調整後に再提案(中央の目安答申予定により再々提案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 3月	
本 審	<p>第1回本審 地賃諮問 審議の進め方 実地観察(報告) 意見聴取</p> <p>5日(金) 13:20~</p> <p>第2回本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達</p> <p>29日(月) 9:30~</p> <p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第6回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p>	<p>第1回本審 地賃諮問 審議の進め方 実地観察(報告) 意見聴取</p> <p>5日(金) 14:30~</p> <p>第2回本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達</p> <p>29日(月) 9:30~</p> <p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p> <p>第6回本審 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>第3回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第4回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第5回本審 審議の進め方 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>
地 賃 専 門 部 会								
特 定 最 賃								
中 賃 日 程								



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)